平成23年度税制改正(地方税)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No 3			
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()		
要望 項目名	企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃		
要望内容(概要)	・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 企業年金制度は、国民の老後の生活設計の柱である公的年金とあいまって高齢期の所得確保を図るため の制度であり、事業主や従業員の自主的な努力に基づき、比較的自由な制度設計を行うことが可能な制度 として、制度創設以来、順調に普及してきている。 また、勤労者財産形成給付金・基金制度は、事業主が金銭を拠出することにより、勤労者の現役期間中 及び老後の生活の安定を図るための自助努力による財産形成を援助する制度である。		
	・特例措置の内容 企業年金等(厚生年金基金、確定拠出年金、確定給付企業年金、勤労者財産形成給付金及び勤労者財産 形成基金)の普及を図るため及びこれらの健全な運営を確保するため、これらの積立金に対する特別法人 税の撤廃を要望する。		
関係条文	地方税法第51条第1項、第314条の4第1項 法人税法第8条、第83条、第84条、第87条 租税特別措置法第68条の4		
減収 見込額	(初年度) - (76,139百万円) (平年度) - (76,139百万円)(単位:百万円)		
要望理由	(1)政策目的 企業年金等は、国民の老後の生活設計の柱である公的年金とあいまって高齢期の所得確保を図るための制度であり、事業主や従業員の自主的な努力に基づき、比較的自由な制度設計を行うことが可能な制度として、制度創設以来、順調に普及してきている。 少子高齢化が進展し、国民の老後生活が多様化している現在の状況において、国民の老後の所得保障の充実を図っていくためには、国民の自主的な努力を促すことが重要であり、今後ともこれらの制度の普及を図っていくことが急務である。 企業年金に関する税制の基本は、掛金拠出時は非課税、資産運用時は特別法人税課税、給付時は課税(公的年金等控除及び退職所得控除の対象)となっている。平成11年度から課税凍結中(平成22年度が課税凍結期限)の特別法人税の撤廃により、企業年金等の一層の普及を図るものである。		
	(2)施策の必要性 特別法人税は、掛金拠出時に給与所得として課税すべきところ、給付時まで課税が繰り延べられることを踏まえ、その期間の遅延利息分を課税するという原則に基づき、資産額全体に対して、課税される。 そのため、特別法人税が課税された場合、あらかじめ備える積立金が減少し、積立状況の悪化につながり、運用結果が赤字の場合にも課税されるため、さらに財政状況の悪化を招く可能性があり、企業年金等の普及の大きな阻害要因となる。運用時の特別法人税課税を廃止し、制度の健全な育成及び適正な運営を図る必要がある。		

本要望に	該当無し
本要望に 対応する 縮減案	
縮減案	
	ページ

合	政策体系におけ	政策名:1.経済産業政策
理	る政策目的の位	施策名:01.産業人材
性	置付け	
	政策の達成目標	国民の老後生活が多様化している現在の状況において、国民の老後の所得保障の充実を図っ
		ていくためには、国民の自主的な努力を促すことが重要であり、今後ともこれらの制度の普及
		を図っていくことが急務である。
	税負担軽減措	恒久措置を要望
	置等の適用又	
	は延長期間	
	同上の期間中	企業年金等の普及
	の達成目標	
	 政策目標の	現在、特別法人税の課税凍結により、事業主、勤労者への負担を抑えつつ企業年金等の加入者数
	達成状況	が増加しており、着実に制度の健全な育成を図っている。
有	要望の措置の	厚生年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金の積立金等を受託する機関(主に生命保険会社、
効	適用見込み	信託会社等)に適用され、企業年金等加入者約1570万人に影響を与える。
性		
	要望の措置の	企業年金等の積立金の確保が図られることにより、国民の老後の所得保障の充実とともに勤
	対果見込み	労者の財産形成が促進され、勤労者の現役期間中及び老後における生活の安定が図られる。
	(手段としての	
	有効性)	(**)//m
相	当該要望項目	(該当無し)
当	以外の税制上の	
性	支援措置	
	 予算上の措置等	(該当無し)
	の要求内容	
	及び金額	
	上記の予算上	
	の措置等と	
	要望項目との	
	安主祭口での 関係	
	要望の措置の	公的年金の上乗せ年金である企業年金等の普及が促進され、国民の老後の所得保障の充実が
	妥当性	図られるとともに、勤労者の財産形成が促進され、勤労者の現役期間中及び老後における生活
	=	の安定が図られる。
	ページ	

税負担軽減措置等の 適用実績	新規要望
税負担軽減措置等の 適用による効果(手段 としての有効性)	新規要望
前回要望時の 達成目標	新規要望
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の 理由	新規要望
これまでの要望経緯	平成16年度、17年度及び20年度税制改正要望において、新設要望。
ページ	